

【法令名称】中国(上海)自由貿易試験区の輸入税収政策についての財政部、税関総署、国家税務総局の通知

【発布機関】財政部/国家税務総局/税関総署

【発布番号】財関税[2013]75号

【発布日】2013.10.15

【実施日】2013.09.29

【時限性】現行有効

【効力等級】部門規範性文書

【全文】

上海市財政局、上海税関、上海市国家税務局 宛

「中国(上海)自由貿易試験区全体方案」における関連政策を貫徹するため、中国(上海)自由貿易試験区の輸入税収政策について以下の通り、通知する。

一、試験区内に登録した国内リース会社又はそれが設立したプロジェクト子会社が、国の関連部門の許可を受け、国外から無負荷重量 25 トン以上の飛行機を購入し、且つ国内の航空会社にリースした場合には、「輸入航空機の増値税政策調整に関する財政部、国家税務総局の通知」(財関税[2013]53号)及び「輸入航空機の輸入段階増値税調整に関する事項についての税関総署の通知」(署税発[2013]90号)が規定する増値税優遇政策を享受する。

二、試験区内に設立した企業が生産、加工し、且つ「第二線」を経由して内陸に販売する貨物は、規則に従い、輸入段階増値税、消費税を徴収する。企業の申請に基づき、当該国内販売貨物に対し、その輸入材料又は実際の検査申告状態に従い、関税を徴収するという政策を試行する。

三、現行の政策枠組み下で、試験区内の生産企業及び生産型サービス企業が輸入した必要な機器、設備等の貨物については免税とするが、生活サービス業等の企業が輸入した貨物及び法律、行政法規及び関連規定にて免税扱いされない旨明確されている貨物は除く。

四、貨物輸入税収政策を厳格に実行することを前提として、特定区域に保税展示取引プラットフォームを設立することを認める。

上述の輸入税収政策を除き、中国(上海)自由貿易試験区に属する上海外高橋保稅区、上海外高橋保稅物流園区、洋山保稅港区及び上海浦東空港綜合保稅区はそれぞれ現行の相應する税関特殊監督管理区域の税収政策を実施する。

本通知は、中国(上海)自由貿易試験区の成立日より実施する。